

第二次中期事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）

および平成 21 年度経営計画について

当協会は、去る 3 月 25 日の理事会において第二次中期事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）および同計画に基づいた平成 21 年度経営計画を次のとおり決定いたしました。



静岡県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 ヶ年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主項目として取り組んでまいります。

1. 経営支援・再生支援の強化

本店および支店の経営相談課を中心に、利用先企業への企業訪問によるフォローアップに努めるとともに、返済額の見直しなど条件変更を行っている企業等への適切な助言・提言を行ってまいります。

また、再生支援業務の強化に向けて、ファンドへの出資、債権買取制度の活用を検討してまいります。

2. 保証推進活動の強化

中小企業金融におけるセーフティネットの役割を果たすため、国が行う政策的な保証をはじめ各種保証について積極的に取り組むとともに、パンフレットやホームページ等を活用し、制度普及に向けた広報活動にも力を入れて取り組んでまいります。

3. 反社会的勢力の保証利用遮断のための取組み

反社会勢力による保証利用を防止するため、内部体制を強化するとともに、外部専門機関、金融機関等との連携を一層強化してまいります。

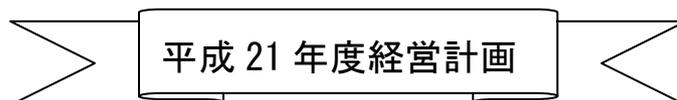
4. 期中管理の充実・強化

利用先企業の事業継続を支援するため、金融機関との連携を強化して、資金繰り悪化の初期段階での調整業務に取り組んでまいります。

5. 危機管理体制の強化

信用保証協会の公共的使命、社会的責任を常に認識し、誠実かつ公正な職務の遂行を図るために、コンプライアンス態勢を引き続き強化してまいります。

また、大規模災害時等を想定した危機管理体制の整備・強化を図ってまいります。



1. 業務環境

(1) 静岡県の景気動向

最近の静岡県内の経済情勢は、世界的な景気後退の影響を大きく受け、輸出をはじめとして多岐にわたり大幅に悪化しており、企業における設備投資の抑制、収益悪化に伴う雇用・所得環境の悪化等を背景に、今後も国内外の需要回復には相当の時間を要するものと見られ、県内の景気についても当面厳しい状況が続くと見られております。

(2) 中小企業を取り巻く環境

地域経済の中心である中小企業は、原油・原材料価格の高騰を価格転嫁できないなど厳しい経営状況が続いておりましたが、世界的な景気後退によって大企業の業績も急速に悪化したことを受け、更に厳しい経営環境に置かれております。

大手製造業による減産体制や雇用削減の動きなど、先行きの見通しは厳しさを増しており、これを下支えしている中小企業においても、当面厳しい経営環境が続くものと見られ、中小企業金融のセーフティネット機能として協会の果たすべき役割は更に重要になると考えております。

2. 業務運営方針

こうした情勢を踏まえ、当協会は、国及び地方公共団体の施策に迅速に対応し、各種政策保証の推進を図るなど、顧客サービスの充実に努めるため、以下のとおり業務体制の充実を図ってまいります。

(1) 経営支援・再生支援体制の強化

業務統括課、経営相談課等の中小企業診断士の資格を有する職員を主体に、次の業務について特に注力して取り組んでまいります。

- 昨年度に引き続き、中小企業診断士による夜間相談窓口を開設し、営業時間内に来店できない中小企業者への相談業務に取り組んでまいります。
- 新規先や大口保証先、また特定社債や経営革新等の特別な保証制度の利用先への企業訪問を実施し、モニタリングを行うことなどにより、継続的な経営の安定化に向けて

支援してまいります。

- 条件変更先など業績が悪化した先に対して、中小企業再生サポートシステム（CSS）、中小企業経営診断システム（MSS）を活用した助言、提言やモニタリングを行い、経営支援業務の強化に努めてまいります。
- ファンドへの出資が可能となったことから、この活用による効果や具体的な出資方法等について検討し、また、債権買取制度についても円滑な事業再生を促進するため、効果的な活用方法の検討に着手してまいります。

（２）各種保証制度の推進

平成 20 年 10 月 31 日から取扱いを開始した原材料価格高騰対応等緊急保証（全国緊急）を推進し、中小企業者の資金繰り円滑化に努めるとともに、平成 20 年度に創設された農商工等連携事業関連保証、予約保証等の広報活動に力を入れ、制度普及に努めてまいります。

また、流動資産担保融資保証（ABL 保証）、創業関連保証等の既存の政策保証についても、商工団体や金融機関との勉強会を通じ、保証制度の理解と普及に努め、積極的な利用推進活動に取り組んでまいります。

（３）初期調整活動の強化

金融機関との連携強化等により企業の定性情報の共有化を図り、リストアップした延滞先や事故報告受領先の実態把握に努め、延滞の拡大に至る前に条件変更等による早期の調整活動を行い、資金繰りの是正や事業継続の支援に取り組んでまいります。

（４）コンプライアンス態勢の強化・充実

コンプライアンスに対する啓蒙を図るための研修を実施するほか、複雑・高度化する業務に対応するために能力開発・人材育成を目的とした研修を実施し、コンプライアンス態勢の強化を図ってまいります。

また、個人情報保護法をはじめ各種法律を遵守した適正な業務執行態勢を確立してまいります。

3. 事業計画

平成 21 年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

項目	年度	平成 21 年度		
		金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾		664,606	119.7%	76.1%
保証債務残高		1,660,000	117.9%	100.3%
代位弁済		33,400	120.6%	100.0%
実際回収 (元金、損害金の合計額)		7,847	92.1%	105.3%